

この要領は名簿登載期間中は必ず保管してください。

令和5・6年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領

目 次		ページ
* 要領編		
1	競争入札参加者の資格	1
2	申請方法等	2
3	受付期間	2
4	受付場所	3
5	提出書類	3-5
6	審査結果通知	6
7	競争入札参加資格者名簿の有効期間.....	6
8	名簿登載後の注意事項.....	6
9	申請内容の変更及び事業の廃止について..	6-7
10	随時登載について	7-8
11	営業種目区分一覧	8-9
12	共同企業体として申請する場合.....	9-10
13	申請内容の公表及び情報提供について.....	10
14	お知らせ	10
【参考】	山形県税の納税証明書の請求手続きについて	11-16
* 様式編	記入例	様 式
第1号	競争入札参加資格審査申請書..	17 .. 18
第2号	委任状(名簿登載者届)	19 .. 20
第3号	使用印鑑届	21 .. 22
第4号	県内事業所一覧表	23 .. 24
第5号	印刷機材等設備明細書	25 .. 26
第6号	契約履行実績一覧表	27 .. 28
第7号	暴力団排除に関する誓約書 ...	29 .. 30
第8号	社会保険・労働保険加入状況一覧表	31 .. 32
第9号	変更届	33 .. 34
第10号	事業の廃止届	35 .. 36
	債権者登録(変更)申出書	37-38 .. 39-40
【参考】	物品等競争入札参加資格審査申請書類 チェックリスト	41-42

※ この要領及び様式は、山形県のホームページからダウンロードすることができます。

山形県会計局会計課

TEL : 023-630-2723・2724 (調達担当)

URL : <https://www.pref.yamagata.jp>

県ホームページ > 事業者 > 目的から探す 入札情報・資格審査等 > 入札参加資格等(物品・役務) > 競争入札参加資格審査申請(物品及び役務)の定期受付

●競争入札参加資格者名簿に登載された後、申請内容(商号、代表者名、住所等)に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください●

- ・申請内容に変更が生じたにもかかわらず、変更届を提出しないまま入札に参加した場合、名簿登載内容と相違が生じるため、当該入札参加者の入札は無効となる場合があります。また、変更届を提出せず、変更前の名簿登載内容で入札に参加したことが落札決定後に判明した場合、指名停止措置を受ける場合があります。
- ・「9 申請内容の変更及び事業の廃止について(6-7頁)」を御覧の上、速やかに変更届の提出をお願いします。

山形県が行う物品及び役務(建設工事に係る設計・測量・調査・コンサルタント等を除く。)の調達並びに印刷物その他の製造請負等(以下「物品等の調達」という。)に係る競争入札参加資格審査申請について、次のとおり受付を行います。

1 競争入札参加者の資格

(1) 下記の①から③のいずれにも該当する方が、競争入札参加資格者となります。

- ① 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること
- ② 山形県税又は消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)

ただし、営業年数が1年未満であっても、次のいずれかに該当する方で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合は、資格を有するものとします。

- ア 競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていた方から営業用資産を継承した場合
- イ 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
- ウ 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人

(2) 下記に該当する方は、競争入札の参加資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項第1号に定める、契約を締結する能力を有しない者
- ② 令第167条の4第1項第2号に定める、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ③ 令第167条の4第1項第3号及び山形県暴力団排除条例に基づき、次のいずれかに該当する者
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ヘ 個人である場合は、指定暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- ④ その他競争入札参加者として不相当と認められる者

(注) 共同企業体で申請される方は「12 共同企業体として申請する場合(9頁)」を御覧ください。

2 申請方法等

- (1) 1事業者1申請とします。(1事業者による複数申請はできません。)
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、申請書類は原則として郵送(簡易書留)してください。提出先は「4 受付場所(3頁)」に記載のとおりです。

受付場所に直接持参いただいた場合であっても書類の受付のみとします。

封筒には「競争入札参加資格審査申請書(物品等)在中」と記入してください。

- (3) 下記のアからカの役務に関する登載を希望する場合の手続きは、建設工事及び建設工事に係る設計・測量・調査・コンサルタント等の入札参加資格審査申請の手続きにより行ってください。

- ア 除排雪
- イ 道路・河川等に係る維持修繕
- ウ 土木施設に係る設備・機器保守点検
- エ 植栽等管理
- オ 支障木伐採
- カ 森林整備

受付期間、受付場所、手続き方法等が異なりますので、詳しくは 県土整備部建設企画課ホームページ等で御確認ください。

県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2402

県ホームページ > 事業者 > 目的から探す 入札・調達(工事等) > 入札参加資格者名簿

○建設工事に関する審査申請受付期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月15日(火)(ただし、閉庁日を除く。)

○設計・測量・調査・コンサルタント等に関する審査申請受付期間

令和4年11月16日(水)～令和4年11月30日(水)(ただし、閉庁日を除く。)

3 受付期間

令和4年11月1日(火)から令和5年1月31日(火)まで

(ただし、閉庁日を除く。郵送の場合は当日消印有効。)

- ※ 営業種目ごとに申請期間(基準申請期間)を設定しています。(詳細は「11 営業種目区分一覧(8～9頁)」の最右欄を御参照ください。)受付期間内であれば、基準申請期間外でも申請を受け付けますが、できるだけ基準申請期間中に申請して下さるようお願いいたします。
- ※ 提出書類に不備がある場合は、受付期間内に再度御提出いただく場合がありますので、**余裕をもって申請してください。**
- ※ **令和5・6年度に係る申請は、原則として上記期間以外は受け付けません。**例外的に申請が可能な場合がありますので、詳細は「10 随時登載について(7頁)」を御覧ください。

4 受付場所

申請者 本社所在地	担当部署	所在地	電話番号
県外、山形市	山形県庁 会計局会計課調達担当	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2723・2724
山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	村山総合支庁 総務課出納室	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8167
寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	村山総合支庁 【西村山地域振興局】 西村山総務課審査出納担当	〒991-8501 寒河江市大字西根字 石川西 355	0237-86-8119
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 【北村山地域振興局】 北村山総務課審査出納担当	〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47-8615・8616・ 8617
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 総務課出納室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1223・1224
米沢市、南陽市、高島町、川西町	置賜総合支庁 総務課出納室	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6011・6010
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 【西置賜地域振興局】 西置賜総務課審査出納担当	〒993-8501 長井市高野町 2-3-1	0238-88-8208
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 総務課出納室	〒997-1392 三川町大字横山字袖 東 19-1	0235-66-5468

5 提出書類

県ホームページに手書き用(PDF形式)及び入力用(Excel形式)様式を掲載しています。**必ず最新の様式を使用してください。**

様式のダウンロード URL

<https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/teiki.html>

- (1) 使用言語は日本語とします。
- (2) 手書きの場合は、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください。
- (3) 記入内容は各種証明書等の内容と**必ず一致**するようにしてください。(様式内で記入の指示があるものを除く。)
- (4) JIS第一水準・第二水準に規定されていない漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
- (5) 数字は全て算用数字を使用してください。
- (6) **記入例を参照**し、間違いのないよう記入してください。
- (7) 全ての様式に商号又は名称を記入する箇所がありますので、忘れずに記入してください。
- (8) **4～5頁の【提出書類一覧】の順番どおり**に整理し、ファイル等にはとじずに提出してください。
- (9) 必要により追加で書類の提出を求められることがあります。

【提出書類一覧】 ○:必要な書類 △:該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
①競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	3部	○		登記上の住所と主たる住所が違う場合、申出書(任意様式)を提出すること。	1部 原本 2部コピー可 (※1)	
②委任状(名簿登載者届) (別記様式第2号)	3部	△		委任を行う(支店、営業所等に委任する)場合に提出。 (「③使用印鑑届」との重複提出はできません。)	1部 原本 2部コピー可 (※1)	
③使用印鑑届 (別記様式第3号)	2部	△		使用印を設定する場合に提出。 (「②委任状」との重複提出はできません。)	1部 原本 1部コピー可 (※1)	
④返信用封筒(長3) [84円切手貼付]	1枚	○		審査結果通知の送付用として、 長形3号封筒に84円切手を必ず貼付 し、送付希望先の宛先を記入して提出。		
⑤県内事業所一覧表 (別記様式第4号)	1部	△		県内に本店以外の事業所等を有する場合に提出。 なお、県内に事業所等(本店のみを含む)を有する個人の場合は、⑭も提出すること。		
⑥印刷機材等設備明細書 (別記様式第5号)	1部	△		印刷業を営む者は提出。		
⑦契約履行実績一覧表 (別記様式第6号) 任意様式可	1部	△		国又は地方公共団体に対し、100万円以上の契約で、申請日より2か年以内に納入又は業務完了したものがあれば提出。		
⑧許可・認可証等	1部	△		申請者が行う事業で許可又は認可等が必要な場合は、許可証又は認可証等の写しを提出。	コピー可	
⑨財務諸表	1部	○	法人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書及び貸借対照表(1年分)又はこれに準ずる書類。	コピー可	
			個人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分)。又はこれに準じる書類(所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等)。	コピー可	
⑩登記事項証明書	1部	○		<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの。</u>	コピー可	法務局
⑪身分証明書	1部		○	<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの。</u>	コピー可	市町村
⑫印鑑証明書	1部	○	法人	<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの。</u>	原本	法務局
			個人	<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの。</u>	原本	市町村
⑬山形県税の納税証明書 ※全ての法人及び個人が提出すること。(県内に事業所等がなく、納付すべき税額がない場合も必須)	1部	○		「県税の滞納がない証明書」 <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの。</u> ・具体的な請求手続き等については、「【参考】山形県税の納税証明書について(11頁)」を御覧ください。	コピー可	山形県の各総合支庁税務担当課

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
⑭個人県民税の納税証明書 ※山形県内に事業所等がある個人事業主は必ず提出すること。	1部		△	【未納がない場合】 ・「個人住民税(県民税)の滞納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「徴収猶予許可通知書」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること。) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 (納付すべき税額がない場合も必要)	コピー可	山形県内の各市町村税務担当課
⑮消費税及び地方消費税の納税証明書	1部		○	消費税及び地方消費税の未納がない証明書。 【未納がない場合】 ・「納税証明書(その3)」(「その3の2」又は「その3の3」でも可。) 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「納税の猶予許可通知書」又は ・「納税証明書(その1)」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること。) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 (納付すべき税額がない場合も必要)	コピー可	本店所在地管轄の税務署
⑯暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第7号)	1部		○	申請者(役員等を含む)が暴力団員等でないこと等の誓約。		
⑰社会保険・労働保険加入状況一覧表 (別記様式第8号)	1部		○	本店の加入状況について記載。		
⑱社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	社会保険に加入している場合に提出。 【例】 ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※最新のもの又は申請時から最も近い時期のもの。健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること。	コピー可	本店所在地管轄の年金事務所、健康保険組合等
⑲労働保険(雇用保険・労働者災害補償保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	労働保険に加入している場合に提出。 【例】 ・概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控) ・労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※最新のもの又は申請時から最も近い時期のもの。雇用保険及び労働者災害補償保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること。	コピー可	本店所在地管轄の労働局、労働保険事務組合等
債権者登録(変更)申出書(※2) (既に提出している場合は不要。)	1部		△	・債権者登録(変更)申出書は県ホームページからダウンロード可能。 ※申出書内の「金融機関確認欄」に金融機関の押印を受けるか、通帳の表紙及び見開き(カナ名義記載ページ)の写しを添付すること。		

※1 ①～③ 様式第1号～第3号のコピーについては、印影部分もコピー可

※2 債権者登録の登録状況等について、詳しくは会計局会計課資金出納担当又は各総合支庁総務課(出納室)へお問い合わせください。(会計局会計課資金出納担当 TEL:023-630-2713)

※3 共同企業体の提出書類は「12 共同企業体として申請する場合(9頁)」を御覧ください。

6 審査結果通知

審査結果は、有効期間の開始までに通知します。(令和5年3月下旬頃を予定)

承認された場合は、令和5・6年度の資格者名簿に登載します。

通知書は、資格者名簿の有効期間中は必ず保管してください。

なお、同封の申請書控え等は、契約締結の際、届出印の照合のため写しの提供を依頼する場合があります。また、申請書右上の登載番号は、申請内容の変更の際に必要となります。

7 資格者名簿の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)

8 名簿登載後の注意事項

(1) 資格者名簿に登載されれば、自動的に又は直ちに入札の指名等があるという制度ではありません。

本県では平成19年度より条件付一般競争入札の導入・拡大を進めており、物品等の調達並びに役務の調達のうち建物等の保守、管理、運営に伴う業務及び廃棄物の処理に伴う業務などについては、原則として条件付一般競争入札により調達しています。

入札の公告については、県ホームページ等に掲載しますので、随時御覧ください。

(2) 次の場合は、資格が消滅します。

- ・ 申請内容に重大な虚偽があったことが判明した場合
- ・ 申請後に「1 競争入札参加者の資格」(1頁)の(2)に該当することとなった場合
- ・ 申請後に資格者たる法人が事業活動を行うことが困難と認められた場合

9 申請内容の変更及び事業の廃止について

(1) 申請内容(登載事項)の変更

資格者名簿に登載された後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

ただし、登記簿上別法人となった場合は、手続きが異なりますので、「10(2) 法人の合併等の手続きについて」(7頁)を御覧ください。

提出書類は以下のとおりです。変更事項に応じて、添付が必要となる書類がありますので、詳細については別記様式第9号(変更届)の添付書類の欄を御確認ください。郵送による提出も可能です。

【提出書類一覧】

○:必要な書類 △:該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部数	○/△	備考
(1)変更届 (別記様式第9号)	2部(1部コピー可)	○	変更手続き後、審査結果通知と併せて1部返却します。
(2)返信用封筒(長3) [84円切手貼付]	1枚	○	審査結果通知等の送付用として、 長形3号封筒に84円切手を貼付 し、送付希望先の宛先を記入してください。
(3)債権者登録(変更)申出書	1部	△	変更事項に応じて、債権者登録内容を変更する場合 【添付書類】 振込先口座欄に変更がある場合は、申出書内の「金融機関確認欄」に金融機関の押印を受けるか、通帳の表紙及び見開き(カナ名義記載ページ)の写しを添付してください。
(4)添付書類			
①登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	1部(コピー可)	△	変更事項に応じて添付が必要となる書類の詳細は 別記様式第9号(変更届)の添付書類の欄を御確認ください。 その他の注意事項は「5 提出書類(3~5頁)」中、 【提出書類一覧】のとおりです。
②委任状	2部(1部コピー可)	△	

③使用印鑑届	2部(1部コピー可)	△	
④印鑑証明書	1部(原本)	△	
⑤県内事業所一覧表	1部	△	
⑥山形県税の納税証明書(県税の滞納がない証明書)	1部(コピー可)	△	
⑦個人県民税の納税証明書(個人住民税の滞納がない証明書)	1部(コピー可)	△	

※登記簿の作成が未了の場合の手続きについて

代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、**登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署に届け出てください。**

なお、その際、変更事項を証する株主総会の議事録又は取締役会の議事録等(署名及び押印のあるもの)を添付して提出してください。その上で、登記完了次第、速やかに登記事項証明書を提出してください。

届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿作成完了後に届け出てください。

(2) 事業の廃止

営業譲渡やその他の事由により**事業をしないこととなったときは、速やかに別記様式第10号の事業の廃止届を提出してください。**郵送による提出も可能です。

10 随時登載について

(1) 随時登載手続きについて

令和5・6年度に係る申請は、「3 受付期間」(2頁)以外は原則として受け付けません。

ただし、次の①から④に該当する場合は、申請を受け付ける場合があります。提出書類については「5 提出書類」(3～5頁)を御参照ください。

なお、下記①及び④に該当する場合は、入札参加に必要な書類を、下記②に該当する場合は、合併契約書や営業譲渡契約書等の証明書類の写し等を、併せて提出してください。

また、下記④については登載の期限がありますので、入札案件毎に期限を御確認ください。

- ① 「政府調達に関する協定の適用を受ける契約」の入札に参加される場合
- ② 次のいずれかに該当する方で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合
 - (i) 競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていた方から営業用資産を継承した場合
 - (ii) 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
 - (iii) 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人
- ③ 定期の受付期間(毎年11月1日から翌年1月31日まで)以降に、引き続き業として競争入札に付する契約に係る業務を営む期間が1年に達した場合
- ④ 入札公告後、その入札に参加希望される場合(企業局及び病院事業局が行う入札を除く)

(注)「公募型プロポーザル方式」における企画提案の募集は入札ではないため、企画提案に参加する場合は随時登載の要件に該当しません。

(2) 法人の合併等の手続きについて

① 法人の合併

法人の合併等に伴う手続きについては、合併後の法人が、有資格者(資格者名簿に登載されて

いた法人)と登記簿上(i)異なる場合と、(ii)同一である場合で異なりますので御注意ください。

(i) 異なる場合

有資格者の参加資格を合併後の法人に継承することはできませんので、合併後の法人が名簿に登載されていない場合で、登載を希望される方は、「10(1) 随時登載手続きについて」(7頁)に従い手続きを行ってください。(受付期間外の申請も可能です。)

(ii) 同一である場合

手続きは不要です。ただし、登載事項に変更が生じた場合、「9(1) 申請内容(登載事項)の変更」(6頁)に従い、変更内容を届け出てください。

② 個人事業からの法人化

有資格者の参加資格を新設法人に継承することは出来ませんので、新設法人の名簿登載を希望される場合は、「10(1) 随時登載手続きについて」(7頁)に従い手続きを行ってください。

11 営業種目区分一覧

種目番号	営業種目	営業品目例	基準申請期間
物品販売等			⑥ 令和5年1月18日～1月31日
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等	
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鋳造品、記念品、贈答品等	
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等	
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等	
5	印章類	印鑑、ゴム印等	
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等	
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等	
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品(じゅうたん、畳、カーテン)等	
9	繊維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等	
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等	
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等	
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト(既製品)、サーバー等	
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等	17日 ⑤ 令和5年1月4日～1月
14	電機・音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等	
15	薬品・塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等	
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類	
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等	
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等	
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等	
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等	12月28日 ④ 令和4年12月15日～
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等	
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等	
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等	
24	自動車付属品・自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等	
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等	
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等	

種目 番号	営業種目	営業品目例	基準 申請 期間
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LP ガス等	12月14日 ③ 令和4年 12月1日
28	百貨店		
29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等	
30	船舶・航空機類	船舶、船舶用品、航空機部品等	
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売	
物品買受け			
40	古物・不用品買受類	鉄屑、故紙、廃液、古物、古自動車等の買受け	16日 ② 令和4年 11月30日 ① 令和4年 11月1日
役務			
50	映像製作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等	
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定(構築物以外)、研究等	
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備、インターネット関連サービス等	
53	賃貸借類	レンタル、リース	
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等	
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等	
56	施設(構築物以外)管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、上下水道施設管理等	
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等	
58	運送類	運送サービス(陸上、海上、航空含む)、宅配サービス等	
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備	
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供	

※受付期間内であれば、基準申請期間外での申請も受け付けますが、できる限り営業種目ごとの基準申請期間中に申請してください。

12 共同企業体として申請する場合

(1) 共同企業体の資格要件について

- ① 申請できる営業種目は役務の調達に限ること。
- ② 全ての構成員が山形県内に本店を有していること。
- ③ 構成員の数は、2者以上5者以内であること。
- ④ 構成員に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定による中小企業者が含まれていること。
- ⑤ 出資額がある場合、各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- ⑥ 当該共同企業体により実施する業務が法令の規定による許可、認可、登録等が必要な場合は、全ての構成員がその許可等を受けていること。
- ⑦ 構成員が「1 競争入札参加者の資格」(1頁)の(1)に記載する山形県の競争入札参加資格者の資格要件を満たし、(2)に記載する参加資格を有しないものに該当しないこと。
- ⑧ 構成員は当該名簿に申請及び登載している他の共同企業体へ参加していないこと。

(2) 申請時の提出書類

共同企業体で申請する場合、4～5頁に掲げる提出書類は、次のとおりです。

① 共同企業体(代表構成員)が提出するもの

競争入札参加資格審査申請書、使用印鑑届、契約履行実績一覧表、共同企業体に関し構成

員間で締結した協定書の写し、共同企業体に係る各構成員の出資額又は出資比率を証する書類(出資額がある場合)、債権者登録(変更)申出書、返信用封筒。

② 全ての構成員が提出するもの(代表構成員を含む)

許可・認可証等、財務諸表、登記事項証明書(個人の場合は、身分証明書)、印鑑証明書、各納税証明書、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険及び労働保険の加入状況が確認できる書類、暴力団排除に関する誓約書。

13 申請内容の公表及び情報提供について

(1) 申請内容の公表

資格審査終了後、資格者名簿に登載された場合、次の項目については県ホームページで公表しますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

公表項目: 登載番号、営業種目、住所、名称、代表者、電話番号、FAX番号、受任者(住所、名称、代表者、電話番号、FAX番号)、営業品目

(2) 申請内容の情報提供について

山形県暴力団排除条例に基づき、申請内容を山形県警察本部へ情報提供する場合がありますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

14 お知らせ

(1) 山形県物品電子調達システムについて

会計局会計課並びに各総合支庁の本庁舎及び分庁舎の各所属で調達する1件の予定価格が160万円以下の物品及び250万円以下の印刷物については、**山形県物品電子調達システムにより納入者を決定しています。**

このシステムは、**県内に事業所等を有する方が**、インターネットを利用して見積合せに参加するシステムです。

【新たに利用希望する方へ】

この度の競争入札参加資格審査申請とは別に、**事前の利用者登録が必要**となります。

詳しくは会計局会計課調達担当までお問合せください。

【既に利用登録をされている方へ】

利用者登録の有効期限は、競争入札参加資格者名簿と同じ(現在の有効期限は令和5年3月31日まで)ですが、この度の競争入札参加資格審査申請をし、競争入札参加資格名簿に登載されることとなった方については、このシステムへの継続利用の申請を行ったものとみなしますので、更新の手続きは**不要**です。

会計局会計課調達担当 TEL:023-630-2718 山形県物品電子調達システム https://eps.pref.yamagata.jp/
--

(2) 障がい者就労施設等について

障がい者就労施設等については、物品調達優遇制度があります。障がい者の法定雇用義務を果たしている県内の中小企業の方又は授産施設等の方は、登録することによって、物品調達における優遇措置を受けることができます。

詳しくは、産業労働部 雇用・産業人材育成課 (TEL:023-630-3265) までお問合せください。